

医療機能情報提供制度について(平成19年4月～)

第13回医療部会資料より
(平成22年11月11日)

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度（薬局についても同様の制度あり）

